

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

八頭郡若桜町 法人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金132,000円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生日

令和元年9月3日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市上原地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道鳥取河原用瀬線を普通貨物自動車で行中、道路上に張り出していた道路法面の樹木の枝に接触し、同車両が破損したものである。